

西宮市男女共同参画推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進にかかる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため西宮市男女共同参画推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進にかかる施策の総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進にかかる施策の円滑な推進上必要な事項

(組 織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、副市長（西宮市副市長事務分担規則第2条第1項に定める副市長のうち、田村副市長）をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運 営)

第4条 推進会議は、会長が召集し、会長がその議長となり、会務を総括する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「西宮市男女共同参画プラン」に関する事項
- (2) 「西宮市DV対策基本計画」に関する事項
- (3) 「西宮市女性活躍推進計画」に関する事項
- 2 幹事会に幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、所掌事務の特定課題を解決するために、関係する幹事を指名し、分科会を設置することができる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 幹事長は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係職員に対し会議への出席、資料の提出、説明等を求めることができる。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会（分科会を含む）に出席させることができる。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画推進課が行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。
- この要綱は、昭和61年8月1日から実施する。
- この要綱は、昭和61年10月1日から実施する。
- この要綱は、昭和64年1月1日から実施する。
- この要綱は、平成1年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成5年1月1日から実施する。
- この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成8年8月1日から実施する。
- この要綱は、平成9年6月1日から実施する。
- この要綱は、平成10年5月20日から実施する。
- この要綱は、平成10年10月19日から実施する。
- この要綱は、平成11年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成11年6月1日から実施する。
- この要綱は、平成12年5月1日から実施する。
- この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成26年8月1日から実施する。
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

副市長	政策局長	消防局長
教育長	総務局長	議会事務局長
上下水道事業管理者	危機管理監	上下水道局次長
病院事業管理者	総務局担当理事	中央病院事務局長
	財務局長	教育次長
	市民局長	
	産業文化局長	
	健康福祉局長	
	こども支援局長	
	環境局長	
	都市局長	
	土木局長	

別表第2（第5条関係）

名 称	幹事長	副幹事長	幹事
幹事会	市民局長	人権推進部長 子育て支援部長	秘書課長 市民相談課長 総務課長 地域防災支援課長 人事課長 研修厚生課長 市民協働推進課長 人権平和推進課長 人権教育推進課長 商工課長 大学連携課長 労政課長 生涯学習企画課長 生涯学習事業課長 地域共生推進課長 地域保健課長 健康増進課長 青少年施策推進課長 子供家庭支援課長 子育て総合センター所長 教育職員課長 地域学校協働課長 学校教育課長 教育研修課長